第十九項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第七号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「並びに同法第九条の八第一項」を「及び同法第九条の八第一項」に改め、「及び同法第九条の十第一項の認定」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「から第六号まで」を「及び第二号」に、「について」を「の種類に応じ」に改め、同項の表を次のように改める。

機械設備の種類	基準
一　到着時刻表示装置	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
二　特定搬出用自動運搬装置	搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

附則第六条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定める施設は、貨物を積み込み、又は取り卸すための荷さばきの用に供する施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供するものとする。

11　政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する設備に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条第七項の次に次の一項を加える。

8　政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

附則第六条に次の三項を加える。

72　政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一　農業用道路

二　林道

73　法附則第十五条第四十四項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一　政令附則第十一条第四十項第一号に規定する一般送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二　政令附則第十一条第四十項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備
三　政令附則第十一条第四十項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

74　法附則第十五条第四十五項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるものとする。

附則第六条の四第一号中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次号において「北海道旅客会社等」という。）が日本貨物鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（次号において「旅客会社」という。）が同条第二項に規定する貨物会社（次号において「貨物会社」という。）」に改め、同条第二号中「日本貨物鉄道株式会社が北海道旅客会社等」を「貨物会社が旅客会社」に改める。

附則第七条第九項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　政令附則第十二条第三十六項に規定する補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

附則第十八条中「附則第三十五条の二の五第二項」を「附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第三条の十第一項の項中「第三条の十第一項」を「第一項」に改め、同表第三条の十第二項の項中「第三条の十第二項」を「第二項」に改める。

附則第二十四条の二の見出しを「（法附則第五十六条の二第二項の書類）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十三条の二第二項」を「附則第三十三条の二」に改める。

第三号様式別表表面中「60日」を「3ヶ月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

第五号の十四様式備考2中⑼を⑽とし、⑻の次に次のように加える。

⑼　その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

第五号の十四の二様式備考2に次のように加える。

⑻　その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例による生じた場合」とで別に作成すること。

第十二号の十様式中備考9を備考10とし、備考2から備考8を1ずつ繰り下げ、同様式備考1中「場合には」を「又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には」に改め、「事実」の次に「又は契約不履行等事由」を加え、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考2の前に次のように加える。

1　この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。